

令和7年度 八潮市「学習塾との連携事業“8ゼミ”」仕様書

1 件名

八潮市「学習塾との連携事業“8ゼミ”」業務委託

2 目的

児童生徒一人一人のつまづきを把握し、それに応じた課題に取り組むことにより、個々の学力を伸ばし、八潮市全体の学力向上を図る。

3 業務内容

- (1) 学習指導
- (2) 各学校への事前説明（運営に係る情報共有）
- (3) 日程希望調査の作成及び日程の調整
- (4) 参加申込み書の作成及び参加希望児童生徒の集約・調整
- (5) 参加者名簿の作成
- (6) 事前テストの作成・実施及びクラス分け名簿の作成
- (7) 指導計画及び教材（テキスト）の作成
- (8) 各種保護者宛文書（受講決定通知、クラス分け結果通知書等）の作成
- (9) 事後テストの実施
- (10) 事後テストの結果通知（個票等）の作成
- (11) 遅刻者・欠席者の確認、参加児童生徒の安全管理
- (12) 受講児童の個人情報等の管理
- (13) 受講児童の保険加入手続き等の業務

4 対象・教科

八潮市立小学校における学習意欲のある第5学年（約300名）を対象に、「算数」「国語」の2教科とする。

八潮市立中学校における県立高等学校入学希望者を控えた第3学年（約20名）を対象に、「国語」「社会」「数学」「理科」「外国語」の5教科の範囲とする。

5 指導形態

小学校については、学習指導員1名に対し、1クラス10名程度の少人数グループ指導とする。また、参加児童の学力を考慮した効果的な指導方法を提案し、当該指導方法について事業実施前に八潮市教育委員会の確認及び承認を得るものとする。

中学校については、学習指導員1名に対し、1クラス10名程度のグループ指導とする。市内第3学年生徒全員を対象とし、参加生徒の学力を考慮した県立高校入試対策に効果的な指導方法を提案し、当該指導方法について事業実施前に八潮市教育委員会の確認及び承認を得るものとする。

6 会場等

小学校については、八潮市内各小学校（全10校）を使用する。1校あたり1～5クラス、計20～30クラス設置する。※応募児童数による。

中学校については、八潮市役所を会場とし、4階会議室・3階大会議室等を使用する。1教科あたり最大2クラス設置する。（習熟度別にした場合、1教科あたり2クラスの設置も可能とする）

	学校名	所在地	連絡先
1	八潮市立八條小学校	〒340-0802 大字鶴ヶ曽根1番地	電 話 048-996-8400 FAX 048-997-8525
2	八潮市立潮止小学校	〒340-0814 大字南川崎822番地	電 話 048-996-9955 FAX 048-997-8561
3	八潮市立八幡小学校	〒340-0816 中央四丁目21番地6	電 話 048-996-4042 FAX 048-997-8531
4	八潮市立大曾根小学校	〒340-0824 大字垢527番地	電 話 048-996-6372 FAX 048-997-9017
5	八潮市立松之木小学校	〒340-0808 緑町三丁目9番地1	電 話 048-996-1377 FAX 048-997-8565
6	八潮市立中川小学校	〒340-0822 大字大瀬1516番地	電 話 048-996-1375 FAX 048-997-9029
7	八潮市立八條北小学校	〒340-0801 大字八條1150番地	電 話 048-931-3261 FAX 048-935-6571
8	八潮市立大瀬小学校	〒340-0822 大瀬三丁目9番地1	電 話 048-995-9321 FAX 048-997-9037
9	八潮市立大原小学校	〒340-0815 八潮七丁目42番地1	電 話 048-997-1028 FAX 048-997-9038
10	八潮市立柳之宮小学校	〒340-0832 大字柳之宮140番地	電 話 048-995-6091 FAX 048-997-9040

7 期間

小学校については、令和8年2月9日（月）から令和8年3月19日（木）における、各校が希望する平日（授業日）の放課後に実施する。（全8回）

中学校については、令和7年12月13日（土）、12月20日（土）、1月17日（土）、1月31日（土）、2月7日（土）、の5日間のうちの3日間で実施する。3日間の日時は問わない。1日に1講座、または2講座実施し、合計5講座とする。1日最大2教科の実施とし、どの日を2教科にするかは問わない。時間は9：00～12：30の範囲とする。（別紙3の講座例を参照）

8 時間

小学校については、1回あたり60分～80分の授業とし、1回の授業で算数・国語の2コマ実施する。開始時刻は放課後とし、各校と協議の上、決定する。

中学校については、1回あたり90分の授業とする。

9 委託料に含まれるもの

- (1) 授業料（テキスト代を含む）
- (2) 消費税

- (3) 保険料（児童生徒の傷害や賠償責任が生じた場合の保険）
- (4) その他実施にかかるすべての費用（必要書類の作成、交通費、採点等）

10 委託業務に付帯する各事項

(1) 講師の交替

八潮市教育委員会は、授業の担当講師に問題があると認めた場合、業務委託先へ改善指導を求めることができる。業務委託先は、それでも改善が認められない場合は、協議の上、直ちに新任の講師を手配する。

(2) 講師の通勤時及び勤務時間における事故

講師の通勤時及び勤務時間における身体事故については、業務委託先において処理をする。

(3) 代理講師の派遣

業務委託先は、講師に健康上の問題や、事故等が生じた場合は、速やかに代理講師を派遣する。

(4) 教材開発及び提供

業務委託先は、児童の実態に合わせた指導計画・教材（テキスト）を作成し、事前に八潮市教育委員会に提供する。

(5) 災害等の対応

地震・台風等の自然災害や、新型コロナウイルス感染拡大など、やむを得ない理由で予定していた講座が開催できない場合には、オンライン等の代替え授業を行うものとする。

(6) その他

業務委託遂行にあたり、業務委託先あるいは講師がそれぞれ、その責任に帰する理由により、八潮市教育委員会または第三者に損害を及ぼす事態になった場合、その賠償は、業務委託先の責に帰するものとする。

11 一般事項

(1) 受託者の要件

受託者は、プライバシーマークと同等レベルの個人情報保護を遵守徹底し、学習支援関連の契約実績が過去3年以内に3件以上であること。

(2) 講師等の条件

四年制大学卒以上であること。

心身ともに健康であること。また、児童を大切にすると人格的に優れた者であり、且つ親しみやすく指導力に優れた者であること。

過去1年間において、小学生（中学講座においては中学校受験生）を対象に10人以上の一斉指導経験が概ね200時間以上あり、学習指導要領について一般的な知識を有する者であること。

(3) 法令等の遵守

受託者は、本業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

(4) 秘密の保持

受託者は、本業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。業務完了後も同様とする。

(5) 成果品等の帰属

本業務における成果及び業務作成上の資料は、全て本市に帰属するものとし、当該資料について市の承認を受けずに複製、公表及び貸与してはならない。

(6) 打ち合わせ

受託者は、本市担当者と緊密な連携をとり、適宜に十分な打ち合わせを行うとともに、中間報告を求められたときは、直ちに報告を行うものとする。尚、打ち合わせにあたっては、原則として受託者の担当者が立ち会うものとする。